



～移住・定住の更なる促進と地域課題解決に向けて～

## 新婚・子育て世帯、若者世代のU・Iターン者向け 住宅確保に係る補助金を新設しました

京丹後市では、これまでから移住者に対して空家改修支援や移住奨励金の交付など、移住・定住促進のための各種施策を展開しているところですが、移住・定住を更に促進し、産業や地域の担い手不足の解消など地域課題の解決につなげるため、今年度、新たに新婚世帯、子育て世帯、若者世代のU・Iターン者の住宅確保を支援する補助制度を創設しました。

この度、市民の皆様や移住希望者の皆様に制度内容を周知するとともに、補助金申請の受付を開始しますので、お知らせします。

### 1. 新設補助制度の概要

新設補助金名称	補助対象者	補助対象経費	補助率・上限額
結婚新生活支援補助金	・新婚世帯	・建物購入費 ・賃料 ・引越し費用 等	10/10・上限最大 30 万円(京都府外からの移住者が属する世帯は 60 万円)
多子世帯・三世帯同居・近居支援補助金	・多子世帯 ・三世帯同居世帯 ・三世帯近居世帯	・リフォーム費用 ・仲介手数料(購入・賃借)	1/2・上限最大 100 万円(京都府外からの移住者が属する世帯は 200 万円)
若者U・Iターン住宅取得等応援補助金	・39 歳以下の移住者	・住宅取得費用 ・リフォーム費用	1/2・上限最大 30 万円

※上記以外にも補助対象要件があり、対象者・対象経費等により上限額が異なります。

用語の定義や補助内容の詳細は、市ホームページをご参照ください。

### 2. 申請受付期間

令和4年9月5日～令和5年3月31日

ただし、予算額に達し次第、受付終了



### 問合せ先

京丹後市 市長公室 政策企画課 移住定住推進係  
〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地  
電話:0772-69-0120 FAX:0772-69-0901  
電子メール:[kikaku@city.kyotango.lg.jp](mailto:kikaku@city.kyotango.lg.jp)